

気軽に地域に貢献してみませんか！

目指せ！

散乱ごみ 0 (ゼロ)

まちぴか市民運動

大野城市では、散乱ごみ0（ゼロ）を目指し、道路や公園、河川など公共の場所の清掃活動を行う、「まちぴか市民運動」を推進しています。簡単な登録をして、エリアを決めて取り組む、ボランティア清掃活動です！登録者には、火バサミ、軍手、燃えるごみ袋（10枚）、缶バッチなどの活動に必要なグッズを提供します。

登録方法



ボランティアで
清掃活動をする
個人・団体

登録申込



市役所
環境・最終処分場対策課

グッズ提供

まちぴかに参加して迷惑行為をなくそう！

市では、大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例に定められた13項目の迷惑行為（裏面参照）をなくすため、迷惑行為防止基本計画に基づき、迷惑行為防止推進協議会の意見を聞きながら、様々な施策に取り組んでいます。その中で、気軽に始めることが出来るものの一つとして、まちぴか市民運動を推進しています。ごみ拾いなどの清掃活動をしている人たちの姿を市内に広げていき、ごみのポイ捨てなどの迷惑行為をしない人づくり、環境づくりに取り組み、快適で美しく住みやすいまちの実現を目指していきましょう。

まちぴか市民運動 活動マニュアル

○ 活動にあたっての注意事項

- ・活動は天候の良い日に行ってください(日の出前・日没後、雨天時などでの活動は避ける)
- ・交通量の多い道路での活動は、周囲の安全を十分確認してください。
- ・児童、生徒が活動する場合は、必ず責任者(大人)の監督のもとで行ってください。
- ・その他、活動にあたっては、無理のないよう、安全に十分注意してください。

○ 集まったごみの処理方法

- ・集まったごみは、可燃ごみ袋・不燃ごみ袋に分別し入れ、登録者の家庭ごみ・事業所ごみとして出してください。集めたごみの量が多いときは、市が配布する環境美化推進用の袋に入れて環境・最終処分場対策課に連絡してください。

○ ケガや事故が起こったとき

- ・登録をしていれば、活動中にケガを負ってしまった場合コミュニティ保険が適用になります。
- ・ケガ・事故が起こったときは至急環境・最終処分場対策課にご報告ください。

問い合わせ先

大野城市 建設環境部 環境・最終処分場対策課
生活環境担当 TEL 092-580-1887

条例に掲げた迷惑行為 (13項目)



①たばこの吸殻、ごみ、空き缶等をみだりに捨てる。



②飼い犬や飼い猫のふんを放置する。



③自転車運転者が周囲に危険を及ぼすおそれのある運転をする。



⑦あき地に雑草等を繁茂させ、かつ、放置している。



⑧深夜に大声で騒ぐ。



⑨生垣や樹木が道路にはみ出し、通行の支障となっているにもかかわらずこれを放置する。



④通行の支障となる場所に自転車を駐輪する。



⑤娯や公衆トイレの壁等に落書きをする。



⑥ごみの持ち出しについて定められている事項に従わずにこれを排出する。



⑩飼い主のいない動物に無責任に餌を与える。
●野良猫を減少させるための地域猫活動は除く。



⑪テレビや家具等を不法投棄する。



⑫家庭のごみやせん定枝等を屋外で焼却する。



⑬自動車運転者が周囲に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音により周囲の生活環境を害す。